

令和4年度第4回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年7月14日(木)
午前9時30分 ～ 午前10時47分
場 所 菊川ふれあい会館 2階中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 17 名
出 席 総 数 16 名
欠 席 総 数 1 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	欠席
2	新久保 克己	出席
3	欠 番	—
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外5名

傍聴人 1名

令和4年度第4回総会

(開始時刻9時30分)

事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数17名のうち、本日出席の委員は16名、欠席者は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和4年度第4回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号6番 岡本住子委員と、議席番号7番 下田敏純委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

審議にあたり、本来であれば、1番から3番までをお諮りするところですが、2番の案件につきましては、日程第2の議案第2号の1番と密接に関連した案件となりますので、議案第2号の審議の際に一括でお諮りさせていただきます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

それでは、ご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田9筆、合計面積は、6,534㎡、位置図は3、4ページ、公図は、5ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から北西へ約1.8kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。申請理由は、高齢で耕作が困難となり農業後継者もいない各譲渡人の要望に譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。申請地は、譲受人の[REDACTED]に位置しており、譲受後は、ジャガイモ、ニンニク、里芋等を栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。

3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、畑1筆、面積は、225㎡、位置図は9、10ページ、公図は、11ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所に隣接している農業振興地域内白地の農地でございます。申請理由は、管理ができない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、花きや大根、キャベツ等の野菜を栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

議席番号2番の新久保です。1番の案件につきまして、現地確認の結果を報告

します。6月29日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

申請地は、9筆とも雑草が繁茂し4、5年は耕作していないような状態でありました。申請内容は事務局説明のとおりで、譲渡人は高齢のため耕作が困難で後継者もいないことから、経営規模拡大を計画している譲受人の要望に応じたものです。

譲受人は、営農に必要な農機具を保有しており、夫婦で農作業を行い、直売所に野菜を出荷しております。将来はハウスを建て野菜を栽培する計画であります。耕作放棄地が解消され問題ないと思います。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号7番 下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

議席7番の下田です。3番の案件について、現地確認の結果を報告します。7月7日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

現地は雑草が繁茂しており、しばらくは耕作がされていないような状況でした。譲渡人は、相続したが管理ができない状況です。譲受人は農機具等も所有しており、しっかり管理してくれると思われれます。事務局の説明のとおり野菜を栽培するという事です。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

それでは、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、1番及び3番について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案の1番及び3番については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

なお、先ほど申し上げたとおり、「議案第2号」1番については、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の2番と一括でお諮りします。

事務局は、議案第1号2番と議案第2号の1番については、一括で説明をしてください。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

議案第1号2番と議案第2号1番の申請者代理人から、農地法第3条許可を受け、申請地を取得することができなければ、農地法第5条の申請地の利用目的も達成することが出来なくなるとの説明を受けておりますので、両議案については、合わせてご説明いたします。

それでは、まず初めに、議案第1号2番について、ご説明いたします。

総会議案書、1ページをお開きください。

2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、3,072㎡、位置図は6、7ページ、公図は、8ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から北東へ約3.5kmに位置する、農業振興地域内白地の農地でございます。申請理由は、申請地にて、施設園芸を営んでいた者が事業を撤退することとなったことから、譲受人が要望し、譲渡人が応じたものでございます。なお、申請地は、農地法第3条の許可や農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定の手続きがなされていない、いわゆる「ヤミ小作」されていた農地でございます。申請地は、XXXXXXXXXXに位置しており、譲受後は、カーネーションやシクラメンを栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

続きまして、議案第2号1番について、ご説明いたします。

総会議案書、12ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図

は13、14ページ、公図は15ページで、土地利用計画図は16ページをご覧ください。

申請地は、議案第1号2番の隣接する過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、農業用倉庫及び農業用資材置場でございます。申請理由は、議案第1号2番の申請地の取得に合わせて、申請地に建築されている農業用倉庫及び農業用の資材置場用地、また、議案第1号2番の農地への進入路として取得するもので、譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

申請地に隣接した農地は、議案第1号2番の申請地のみで、既に造成工事により勾配調整がなされており、汚水の発生はなく、雨水のみ、申請地内の土水路から又は直接隣接地をとおり農業用排水路以外の水路に放流されますが、譲渡人の所有地で、土地所有者として承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、詳細な時期は不明ですが、昭和53年以前より、倉庫が建築され、資材置場として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本案件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。議案第1号2番と議案第2号1番は、同時許可といたします。

12ページに戻りまして、2番、本案件は、第3回総会にて、計画に不明な点が多く、提出された申請書類にも多くの不備があったことから、一旦保留した案件で、総会終了後に、事務局から申請者に提出書類の補正を指示し、又、計画の内容を確認し、必要な追加の資料の提出を求めておりましたが、この度、書類の補正が終わり、必要な追加書類も提出されたことから、改めて、ご審議いただくものでございます。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は17、18ページ、公図は19ページ、土地利用計画図は20ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から、南へ約2.8kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、資材置場でございます。申請理由につきましては、現在資材置場を所有していない譲受人が、事業を継続していくうえで、どうしても自社

所有の資材置場が必要になったことから、この度の計画に至ったもので、申請地を長年耕作していない各譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

総会議案書19、20ページをお開きください。

前回の計画では、申請地の1筆である14番1の利用計画が何も図示されておりましたが、この度の計画では、駐車場2台分の整備計画が確認でき、追加の書類として車検証も提出されております。

続きまして、申請地への進入路でございますが、前回の土地利用計画図では、進入路が、不明でございましたが、土地利用計画図にも図示されておりますとおり、進入路は、県道側となり、申請地へは、13番2と15番を通行する計画となっております。13番2の通行予定の部分については、譲受人が購入する計画で、15番の購入予定者は、工事期間中及び工事終了後の関係車両の通行についても承諾しており、支障ないと判断しました。

続きまして、利用計画でございます。提出された事業計画書は、全て補正がなされ、土地利用計画図どおりの利用計画に変更されておりました。また、前回提出されている事業計画書では、申請面積が適性であるのか、及び永続的に必要となるのか確認ができませんでしたが、この度の事業計画書では、新たに資材置場を必要とする理由及び今後の事業の見込みについての詳細な説明が記載されておりました。

なお、前回の申請書には、農地法施行規則に規定された法定添付書類となっている、「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」として、4筆の譲受人所有の土地の登記事項証明書と事業に必要な事業費を超える評価額の土地の固定資産税公課証明書が添付されておりましたが、この度の申請書には、農地法関係事務処理要領に、「事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」として例示されている、預貯金通帳の写しが添付されております。

一体利用地として15番の一部を造成する計画となっておりますが、購入予定者からの承諾書が提出されており、残りの一体利用地は、法定外公共物の加工部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は、事業計画書及び土地利用計画からみて適当であると判断しました。

申請地周辺には、申請地以外に農地はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しております。申請地からの汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝

及び農業用排水路以外の水路に、また、表面雨水の一部は隣接地にも放流されますが、土地購入者は承諾しております。法面は、芝張りで養生する計画となっており、道路側溝や水路への土砂流出対策として、土地利用計画図にも図示されているとおり、土留め施工を行う計画がなされております。

本案件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられますが、本日お配りしております、議案第2号2番関係資料の農地法関係事務処理要領4ページ、「農地転用許可手続の（6）その他処理上の留意事項のエにおいて、資材置場等に供する目的で農地転用許可された場合には、その後の一定期間、農業委員会は、当該土地の利用状況を確認することが望ましい」と示されておりますので、本案件については、許可後も定期的に、菊川地区での現地調査がある場合は、農業委員と事務局職員で、現地調査がない場合は、事務局職員にて現地調査を行い、その都度、総会にてご報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、議案第1号2番及び議案第2号の1番の案件につきまして、議席番号13番 伊田喜弘委員、報告をお願いいたします。

伊田喜弘委員

13番伊田です。まず、1ページ番号2番について、調査結果をご報告いたします。令和4年7月5日に事務局1名と農業委員2名で現地調査をいたしました。

当該申請農地を借りて施設園芸を営んでいた経営体が当該地の事業から撤退するため、譲受人が取得して設置されている温室、パイプハウスを利用して営農を行います。

譲受人は、18年間の営農実績があり、農産物の出荷先は下関合同花市場、北九州フラワー流通センター、個人などで、安定していると思われまます。懸念すべき事項はないと考えます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

続きまして、12ページの1番について報告いたします。令和4年7月5日に事務局1名と農業委員2名で現地調査をいたしました。

長年施設園芸を営んでいる譲受人は、下関市菊川町大字久野字上長谷135

6番1の登記地目 田、面積3,072㎡を取得します。なお、同所に設置されている温室、パイプハウスを活用して施設園芸の事業拡大につなげます。事業を拡大するうえで、農業倉庫及び農業用資材置場が必要となり、隣接する当該申請地の農地3筆にそれらを計画いたしました。

計画の達成について考えを申し述べます。譲受人は、18年間の施設園芸実績があり、農産物の出荷先は下関合同花市場、北九州フラワー流通センター、個人などです。事業拡大の費用は、土地取得費及び倉庫建築費ですが建築面積14.06㎡で、大きな負担につながる設備ではないと思います。また、汚水の発生はなく、雨水は農業用排水路以外の河川又は水路及び隣接地となり、近隣農地に与える影響はないと考えます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号11番 河本隆一委員、報告をお願いいたします。

河本隆一委員

11番の河本です。7月5日に、事務局職員3名農業委員2名で現地を確認しました。

先月の案件で提出書類も不備でしたので、審議を一旦やめまして、再度申請者に申し送りして書類が揃うようにしていただきました。今回は、前回の問題点は、先ほど事務局から説明が長々とありましたが、全て申請どおりに許可されるような内容となっております。

違いは、前回の時には、隣接地の15番の所有者が譲受人になっておりましたが、みなと運輸に売却されておまして、この土地を利用して車両が搬入するようになっております、なお、車両の通行についての承諾書は揃っております。

これだけ広範囲の農地を埋め戻すわけですから、相当の車両が必要ですし、通行すると思われれます。また、これだけの農地を申請目的で利用されるかどうかは、若干不安な面はありますが、申請書類としては、問題のない状況となっております。

先ほど、事務局からありましたが、資材置場を目的とする転用の場合は、許可後に目的外に利用されないことがないように、一定期間は、事務局、それに私たち農業委員も注意していきたいと思っております。

書類上は問題がありませんので、いたしかたないと思われれます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（山田会長）

河本委員の報告の中でも、今後の確認の話もありましたが、事務局の方から改めてお願いします。

事務局（岡本主任）

一定期間の考えですが、事務局としては、一時的な利用の場合は、原則3年以内に原状回復を行うとなっておりますので、3年間程度を考えております。

議長（山田会長）

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

田崎委員。

田崎育子委員

5番の田崎です。譲受人は、どのような会社ですか。

事務局（岡部事務局次長）

登記簿上の記載は、不動産売買仲介及び管理、土木建築工事、古物商、土石岩石砂利砂の採取及び販売、砕石生コンクリートの製造及び販売、飲食店の経営、造園植栽の施工並びに補修、園芸用樹木草木類の生産及び販売となっております。

議長（山田会長）

田崎委員よろしいでしょうか。他にはございませんか。

新久保委員。

新久保克己委員

2番の新久保です。先ほど3年間程度は確認されるということでしたが、3年以内に他に転用した場合、どのように指導していくのかお尋ねします。

事務局（岡本主任）

事務局としては、進捗状況や完了報告書の提出がなされるまでは、電話や文書による督促を行います。また、必要なら、事業計画変更承認申請書の提出を求めてまいります。

事業完了前に、所有権移転がなされ、他用途に転換された場合は、事業の承継

を目的とした事業計画変更承認申請と改めて、農地法第5条の許可申請の提出が必要となります。

事業の完了がなされないまま、同様の申請が、譲受人から提出された場合は、許可することはできないと考えております。

議長（山田会長）

新久保議員よろしいでしょうか。他にございませんか。

金田委員。

金田豊和委員

16番の金田です。2番の案件について、まず面積が広いと思います。扱う土砂等のボリュームから考えると、転用面積4,000㎡は事業的には合わないのではと思います。

それと、直接は関係ありませんが、隣接に雑種地があり、元々は農地であったように思いますが、いつどのような経緯で転用されたか、もし分かればご説明願えたらと思います。

事務局（岡本主任）

まず、15番については、委員さんのご指摘のとおり農地であったかもしれませんが、今回この土地については、土地の登記事項証明書をとっておりませんので、すみませんが把握しておりません。

全部の面積からして、広いのではないかとお話ですが、事務局は、提出された土地利用計画図に記されている土石等の置場の区画に対して、これぐらいの高さであったらおけるだろうと判断しておりますので、全体で見れば少し広いように感じるかと思えます。

金田豊和委員

事前に伝えておけばよかったです、仮に一旦、資材置場で転用して雑種地にしてしまえば後で何に使っても関係ないということではないと思うので確認したかったのですが。

事務局（岡本主任）

事務処理要領の資材置場の条文は、2年前に新しく追加されたものになります。以前はありませんでしたが、全国的に様々な事案が発生したことから、資材置場など建物を建てない転用については、転用後に他の用途に替えることが多いので注意するよう農業委員会で厳しく審査しなさいということとされます。

この度の譲受人は過去に資材置場の農地転用の実績はありませんでした。過去にあれば、許可した資材置場がどうなっているかを確認もできるのですが、今回初めての資材置場の転用となりますので。

議長（山田会長）

他にございませんでしょうか。

岩本委員。

岩本憲慈委員

17番の岩本ですが、これまで、それぞれの委員さんから質問があり、事務局の回答がありましたが、最終的に事務局で責任が持てる案件でしょうか。

事務局（岡部事務局次長）

責任という点ではありますが、事務局としては、書類として審査を行ったなかでは、審査の要件を満たしている状況にはなっているということです。

議長（山田会長）

今の時点では、必要書類は揃っている。今後について、どうなるかは全く予測がつかないということで、確認をして行くということです。

金田委員。

金田豊和委員

16番の金田です。最後に、15番の雑種地はどのように所有権が移転されたかわかりますか。

事務局（岡本主任）

口頭で聞いた範囲では、売買で所有権移転すると聞いております。

そのために通行承諾書が購入される方から提出されているということになります。

議長（山田会長）

以上で、質疑を打ち切り採決します。

「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の2番、及び「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の2番、及び「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」は、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、議案第2号2番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 現況確認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

それでは、ご説明いたしますが、その前に一つ訂正があります。

総会議案書21ページ、1番の案件について、現況状況の欄ですが、7月5日となっておりますが、正しくは7月6日となりますので、訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

合わせて、3番の現況状況の欄ですが、7月5日となっておりますが、正しくは7月6日となります。重ねて申し訳ありませんでした。

総会議案書21ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田4筆、合計面積は、5,039㎡で、申請地の位置図は、22、23ページ、公図は24ページから27ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から南へ約320mに位置する土地でございます。令和4年7月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

21ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田1筆、面積は、832㎡、申請地の位置図は、28、29ページ、公図は30ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約440mに位置する土地でございます。令和4年7月8日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」と確認して

おります。

本日、お配りしております、議案第3号2番関係資料①、②をご覧ください。本案件については、後ほど、田崎委員より現地調査の報告がございますが、申請地が、「農地」なのか「非農地」なのか判断に迷う状態の農地でございました。

申請地の大部分は、高さが2m以上もある雑草やかずらが繁茂した状態で、第1印象は、各委員も「非農地」と判断しましたが、申請地の状態が、現況確認書交付事務取扱要領にある、「灌木等が密生しているもの」には該当していなかったことから、「農地」との判断に至ったものでございます。

21ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田1筆、面積は、3,395㎡で、申請地の位置図は、31、32ページ、公図は33、34ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所黒井支所から南西へ約990mに位置する土地でございます。

令和4年7月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番及び3番の案件につきまして、議席番号10番 田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

10番の田上です。事務局員2名、推進員1名、委員2名の計5名で確認いたしました。

まず1番について、航空写真のとおり、現地に至るまで、道があるにはありましたが雑木が茂って、初めは確認できませんでした。

推進員がGPSで確認してここだろうということで位置を確認しました。4筆ありますが、いずれも竹や雑木が繁茂しており、農地であったのかも分からない状況であり、したがって非農地と判断して差し支えないと思われま

3番について、同じく7月6日に確認しました。これも道路から現地に至るま

で雑木がうっそうと茂った中を歩いて行ったところがありました。以前おそらく農地であったかのような水路が確認できました。現地につきましたところ、何十年も使用していない状況で、竹、雑木が繁茂しており、したがって非農地と判断して差し支えないと思われます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（山田会長）

次に、2番の案件につきまして、議席番号5番 田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

5番の田崎です。委員2名、推進員1名、事務局2名で現地確認にまいりました。所在地は、長安線と安岡小学校の中間にある友田川沿いの2種農地です。

現地に着くなり、「非農地」と声があがったほどです。お手元の資料の写真をご覧ください。事務局の説明にもありましたが、農地の8割くらいは葛のかずらに覆われていました。そして、北側の水路沿いに孟宗竹ではない5mくらいの竹が1割くらい、西側に5mくらいの暖竹が1割くらい繁茂していました。

判断基準になります雑木等が密生しておらず、判断に時間を費やしました。

周辺には長安線と友田川の間で大規模な住宅団地もあり、農地の東隣には住宅があります。住宅と農地が混在している地域です。所有者も、相続で4人が4分の1ずつとなっており、心情的には察するところもありますが、私たちは農地か非農地かの判断を求められていることから、これからの判断基準のためにも、苦慮しながら公平な立場で農地と判断させていただきました。

委員の皆様、慎重なご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

ただいま、田崎委員からのご報告がありましたが、本日は画像をもつての皆様へのご審議となっております。今後はこうした案件も出てくるだろうということでのご提案で、大変ありがたく思っております。それでは事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

有田委員。

有田孝義委員

18番の有田です。我々も、農地、非農地判断には苦慮しているところですが、外からの画像しかないですが、中の状況が判ると良いのですがいかがですか。

議長（山田会長）

現地に行き事務所の所見をお願いします。

事務所（岡本主任）

当日、高さをとっての中心が判る写真を撮ろうと努力しましたが、すみませんが取れませんでした。ただ、現地状況としては、2番の写真の状況が中心まで続いているような状態と思われます。

議長（山田会長）

他に質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第3号 現況確認について」、1番及び3番の案件については「非農地」とし、2番の案件については「農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第4「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務所の説明を求めます。

事務所（岡部事務所次長）

ご説明いたします。総会議案書35ページをお開きください。

1番、この案件は、令和4年8月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、36ページから39ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和4年8月1日公告予定分）」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定です。

別紙「議案第4号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長（山田会長）

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号下関市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡部事務局次長）

総会議案書40ページをお開きください。

申し訳ございません。議案第5号関係資料について、本日お配りしたものと差し替えをお願いします。

平成21年の農地法改正により、農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないとされ、また、利用状況調査の結果、遊休農地および耕作者が不在又は不在となるおそれのある農地の所有者等に対して農地の農業上の利用の意向についての調査を実施し、農地の利用意向を確認することとされております。

このため、農業委員会は、当該調査の実施の徹底と効率的・効果的な実施の観点から、農地パトロールを利用状況調査に位置付けて実施しています。

さらに、平成23年度からは、市町村と農業委員会が共同で管内の耕作放棄地について一筆ごとに荒廃状況を把握する「荒廃農地調査」についても、調査の効率的な実施の観点から「利用状況調査」と併せて実施しております。

このように、「利用状況調査」と「荒廃農地調査」は並行して実施されてきましたが、令和3年度からは、2つの調査を統合し、これに合わせて地域の状況に応じた遊休農地解消の目標設定や荒廃農地の発生防止・解消に必要な対策の検討及び発生要因分析等に資するものとなるよう調査内容の見直しが行われております。

農地法第30条第1項に基づく「利用状況調査」の実施にあたり、山口県農業会議が策定した令和4年度農地パトロール実施要領を参考に、実施期間や調査

方法等を明確にした本市の「実施要領」を農業委員会総会で決定しようとするものです。

説明は以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 下関市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の決定について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

審議事項はすべて終わりました。

次に、日程第6「報告第1号」から、日程第16「報告第11号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（中川事務局補佐）

ご報告いたします。

総会議案書41から45ページ、報告第1号「農地法第3条第1項の規定による許可について」は、1件ありました。この案件は、6月に開催されました第3回総会の議案第3号「競売に係る買受適格証明について」において審議された案件になります。買受適格証明の交付を受けた者が競売で農地を落札した場合、落札後に改めて農地法第3条の許可を得る必要がありますが、先述の審議の際に、「競売で落札後に提出された農地法第3条の内容が、「買受適格証明書」の申請内容と変更がない場合、農地法第3条の許可も併せて行う」ことが付帯して決議されており、提出された農地法第3条の申請内容に変更がなかったため、専決により、令和4年6月20日付けで、許可書を交付しました。

また、申請者からは、申請地では、原木によるシイタケ栽培を計画しているとの回答でございましたので、ご報告いたします。

総会議案書46から49ページ、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、14件ございました。

50ページ、報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に

ついて」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

51ページ、報告第4号「農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

61ページ、報告第5号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、1件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

69ページ、報告第6号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、8件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

71ページ、報告第7号「現況確認について」は、1件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

75ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

76、77ページ、報告第9号「農地の転用事実に関する証明について」は6件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

78ページ、報告第10号「事業進ちょく状況及び事業完了報告について」でございます。内容につきましては、報告第10号関係資料のとおりでございます。

報告第11号「令和5年度 下関市農業施策に関する意見書の提出について」ご説明いたします。合わせて関係資料をご確認ください。

これは、農業委員会等に関する法律第38条第1項にもとづき、下関市長に対し、農地等利用最適化推進施策の改善について意見を提出するものです。

令和3年度に農業委員及び農地利用最適化推進委員に行ったアンケート内容を踏まえ、5月、6月の農政専門委員会で検討いただき、提出（案）を作成しております。

意見の主旨をご説明いたします。

「1. 新規就農者の定着支援対策の拡充について」は、新規就農者の定着を支援するため、地域の新規就農サポーター制度などの新規就農の定着支援対策の

拡充を要望するものです。

「2. 鳥獣被害防止対策の強化について」は、捕獲対策として、捕獲数の拡大並びに生息域の拡大防止対策の強化、防護対策として、防護柵の設置予算の確保並びに令和4年度実施されている柵の補修事業の継続を要望するものです。

「3. 米価下落や生産コストの高騰に対する支援について」は、令和3年産米価の下落、燃料や生産資材などの価格高騰に対する支援対策の要望、並びに市独自の支援策を要望するものです。

なお、山口県は6月の定例会、下関市は7月の臨時議会で関連する予算が計上されています。

市長へは、8月25日に、山田会長と田崎会長職務代理者に提出していただく予定としています。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第11号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和4年度4回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻10時47分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....